

平成 23 年 2 月 4 日

地方農政局消費・安全部長
北海道農政事務所消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 宛

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材に関する指導について

特定農薬（特定防除資材）としての指定が保留された資材については、「農薬取締法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成 15 年 3 月 13 日付け 14 生産第 10052 号農林水産省生産局長通知）第 2 の 3 の（2）により、「使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて使用するものは取締りの対象としないこと」とされてきたところである。

今般、「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」（平成 23 年 2 月 4 日付け 22 消安第 8101 号・環水大土発第 110204001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「通知」という。）が発出され、これにより、特定農薬の検討対象としない資材が示された。このうち、通知別表 1 又は別表 2 に掲げる資材については、今後、使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて使用する場合であっても取締りの対象とするので、貴職におかれては、貴局管内の都道府県に対して、その周知及び指導の徹底をお願いします。

なお、これらの資材のうち、農薬として効果を謳って販売されるものは、これまでも取締りの対象とされている。今回の通知により、これらの資材は登録を受けなければ農薬として製造、販売等をしてはならないことが改めて示されたことから、疑義資材（農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効果を標榜しているか、又は成分からみて農薬に該当し得る資材）に該当するものについては、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 10394 号農林水産省消費・安全局長通知）で示された手順により取り扱うよう、重ねてをお願いします。